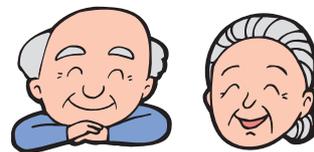


平成20年度「敬老会」を開催します

昭和8年4月1日までに生まれた75歳以上の方を対象に、下記の各会場で「敬老会」を開催します。
 敬老会では、お祝いの式典のほか、民謡ショーや幼稚園・保育園児による演目も行われます。事前に案内状を送付しますので、ご近所、ご友人お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

地区	期日	会場	時間
仙南地区	9月7日(日)	仙南体育館	午前10時～ (受付は午前9時～)
千畑地区	9月15日(月)	千畑体育館	
六郷地区	9月21日(日)	六郷体育館	



※受付の際、案内状が必要ですので、忘れずご持参ください。また、お祝い品の受け取りのみ希望される方も、案内状をご持参のうえ当日の正午までに会場へお越しください。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)

身体障がい者巡回相談のお知らせ

聴覚・肢体に障がいのある方を対象とした巡回相談が次のとおり開催されます。

障害区分●聴覚

日時●10月2日(木) 午前9時30分～11時30分
 会場●大仙市大曲交流センター
 (大仙市大曲日の出町 ☎0187(63)1105)

対象地区●大仙市、仙北市、美郷町
 内容●補聴器の交付・修理を要する場合や身体障がい者手帳の診断について、医師や業者が直接相談に応じます。

障害区分●肢体

日時●10月22日(水) 午前9時30分～11時30分
 会場●大仙市大曲交流センター
 (大仙市大曲日の出町 ☎0187(63)1105)

対象地区●大仙市、仙北市、美郷町
 内容●補装具(義肢・装具)の交付・修理を要する場合や身体障がい者手帳の診断について、医師や業者が直接相談に応じます。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります

平成20年10月1日から次のとおり免除基準が拡大します。
 新たに免除基準に該当される方や、半額免除から全額免除に変更となる方は下記のとおり手続きが必要です。

	全額免除 【受信契約者と同じ世帯に障がいの方がいる場合】	半額免除 【受信契約者が世帯主で障がい者の場合】
身体障がい者	世帯全員が町民税非課税	・身体障がい者手帳「1・2級」所持者
知的障がい者		・身体障がい者手帳所持者で、障害名が視覚または聴覚の障がいの方
精神障がい者		療育手帳「A」所持者 精神障がい者保健福祉手帳「1級」所持者

※「障がい者」とは身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持している方のことをいいます。
 ※「世帯」とは住居と生計をともにする世帯のことをいいます。
 ※精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳有効期限内の方のみ対象です。

免除の申請手続きについては、「障がい者手帳」と「受信契約者の印鑑」を持参し、役場(千畑庁舎)福祉保健課福祉班で行ってください。(8月1日から事前受付を始めています。)

問い合わせ NHK視聴者コールセンター 放送受信料に関する問い合わせ ☎0120-151515
 放送受信料に関する問い合わせ ☎0570-077-077
 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

複十字シール運動・ハンセン病援護募金運動にご協力ください

複十字シール運動は「シール」を通して結核撲滅の意識を広めるとともに、結核やその他の胸部疾患をなくすための事業資金を集めるために行われている募金活動です。

9月は各地区の健康づくり推進員が中心となって複十字シール運動を実施します。

目標額●一世帯あたり、複十字シール募金100円とハンセン病援護募金10円を合わせて110円を目安としています。

皆さんのあたたかいご協力をお待ちしております。



 役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4907

「敬老の日」に満60才以上の方を無料でご招待します

湯とびあ雁の里温泉では、敬老の日9月15日(月)に満60才以上の方を無料でご招待いたします。皆さんお誘い合わせのうえご来館ください。

※敬老の日は月曜日ですが祝日営業します。

対象となる方●昭和23年9月15日まで生まれた方

必要なもの●当日は、生年月日を確認できる証明書(免許証など)を必ずご持参ください。



 湯とびあ雁の里温泉 ☎0187(83)3210

「農業振興地域整備計画」の変更申出の締め切りは10月10日(金)です

農業振興地域内の農地を転用する場合は、農業振興地域からの除外が必要です。(ただし、除外目的や農地の条件等によっては除外できない場合もあります。)

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申出の締め切りは、**10月10日(金)**です。

除外手続きにかかる期間は、通常手続き開始から約4ヶ月半から6ヶ月間という長い時間を要しますので、年間に手続きする回数も限りがあり、長期的な計画を立てる必要があります。やむを得ず農地を利用して、住宅を建築する等の事業を行わなければならない場合は、農政課へご相談ください。

【農業振興地域とは】

農業の健全な発展及び国土資源の合理的観点から、おおむね10年以上にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域とされており、町の農業振興施策等を計画的に推進していくため「美郷農業振興地域整備計画」が策定されています。

美郷町は、六郷地区の都市計画用途区域を除く全域が、農業振興地域となっています。

 役場(仙南庁舎)農政課 農村整備班 ☎0187(84)4908

標準小作料が改訂されました

町農業委員会は、下記のとおり20年産米から適用する標準小作料の改訂を行いました。

区分	10a当たり収穫量	10a当たり標準小作料
田	600kg	23,000円
	570kg	19,000円
	540kg	15,000円
畑	標準小作料は定めません。	



- 適用地域区分は定めていません。
- 小作料を設定するときは、貸し手農家、借り手農家がお互いに協議のうえ、そのほ場の条件等に応じて小作料を決定してください。
- ほ場整備事業の償還金については、原則として貸し主が負担することとなっています。

 役場(仙南庁舎)町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913